

令和 6 年第 9 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 6 年 9 月 20 日
曾於市農業委員會

第9回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年9月20日（金） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 12番 〇〇〇〇〇、13番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年9月20日（金） 午前10時15分

令和6年第9回曾於市農業委員会総会日程

令和6年9月20日（金）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第80号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第81号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第82号 農地法第4条による許可申請について

議案第83号 農地法第5条による許可申請について

議案第84号 非農地証明願について

議案第85号 農用地等のあっせんについて

議案第86号 農用地利用集積計画（所有権移転）の取消しについて

議案第87号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第88号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第89号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（12月1日始期分）

(2) 報告

報告第9号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第9回曾於市農業委員会総会

令和6年9月20日（金） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。8月、9月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第9回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番○○○○○委員、13番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第80号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉90号について、9月9日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、小松菜、かぼちゃを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉91号について、9月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けしていましたが、水はけが悪いので今後はイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

末吉92号について、9月10日に○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農地の取得理由が新規就農となっておりますが、親が経営していた畜産業を引継ぎ牧草を作付けする計画です。調査結果の総合意見は、譲受人は、親の畜産を継承し牛4頭を飼育しています。また、親所有の農地約1町7反に飼料を作付けしていますが、今回、牛小屋の近くに農地を取得し飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

大隅93号について、9月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。周辺の農地に比べ高額となっておりますが、将来この辺は商業都市になるのではと思い、この金額になったということでした。今になって高くで買いすぎたと後悔されていましたが、この畑には甘藷を作付けされるということで、販売についても○○○○○と提携して収穫したのは販売してくれるということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部94、95号について、9月15日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。まず、94号は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。次に、財部95号について報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地に

は、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

大隅93号の○○○○○さんは、作付けは結局しないということですよ。

○13番委員（○○○○○）

甘藷を植えて○○○○○さんを通じて販売するということでした。3年間はどうしようもありませんよということは言っております。

○11番委員（○○○○○）

自分で耕作するのかなと、多分、○○○○○さんが耕作するだろうと、それがどうなのかちょっと疑問です。

○議長（○○○○○会長）

ここで協議会に入りたいと思います。

（協議会：午前9時10分）

（再開：午前9時17分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。ほかにございませんか。

○18番（○○○○○）

末吉91号について、からいもを植えると水がたまるということでイタリアンを植えられるということだったんですけど、この方は、畜産をやっている方ですかね。

○10番委員（○○○○○）

養豚を家族経営されている方で、○○○○○さんは、ほかに所有している畑はなくて、ほかは、お兄さんが所有していて、豚舎の前の畑で、すごい広いところだったんですけど、水が全部、下で流れてきて、崩れて甘藷が植えられる状態じゃなかったみたいで、最初は甘藷を植える予定だったみたいですけど水たまりができてほとんど収穫ができないのでイタリアンに変えてイタリアンを収穫して豚に食べさせると言ってらっしゃいました。

○18番（○○○○○）

豚は食べますか。

○10番委員（○○○○○）

食べるんですかね。私も豚にですかと聞いたんですけど。それでイタリアンに変更しますと言われていました。

○18番（○○○○○）

分かりました。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第80号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第81号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉34号について、9月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、町畑自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅

地と畑、西が田と宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、農家住宅は既に整備済みであり、これから農機具庫を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、農機具庫を設置する全体面積が599㎡で、うち146㎡は同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は追認案件で第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、農家住宅は既に整備済みであり、今後、農機具庫を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

末吉35号について、9月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、東福留自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、一般住宅を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を設置する面積499㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第81号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第82号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉17号について、9月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第81号、農振変更申請の末吉34号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は追認案件で、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、農家住宅、倉庫は既に整備済みで、今回新たに農機具庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第82号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第83号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○6番委員（○○○○○）

末吉42号について、9月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第81号、農振変更申請の末吉35号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉43号について、9月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、南法楽寺自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が宅地、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資内定通知書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する全体面積が484㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は雨水枡を設置し水路へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、整地のために盛土を行い、境界に沿ってブロック塀を設置し、また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

末吉44号について、9月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、丸尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、通路を整備する全体面積が500㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、防護柵を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅、通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○18番（○○○○○）

事務局に伺います。農振除外のところで質問すれば良かったのですが、末吉42号について、この住宅499㎡以外の土地は畑として残ると思うんですけど、これも農振除外される訳ですか。

○事務局（○○○○○係長）

今回除外になるのは、499㎡だけです。

○18番（○○○○○）

分かりました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第83号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第84号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉25、26号について、9月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。まず、末吉25号について、申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑と宅地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の周囲には農地がありますが、排水等の流れ込みなどではなく問題はないと思われます。また、周囲にある農地は、現在、雑種地への転用申請もなされています。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和58年に建築されたものであり、建築後、20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。一般住宅、倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、末吉26号について報告いたします。申請地は、鶴木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどではなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成6年に建築されたものであり、建築後、20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。車庫兼倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部27号について、9月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、正部自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が宅地、南が宅地、道路、畑、北が宅地と山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側に農地がありますが、雨水等の流入はなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には農地法の許可を得ないまま、加工場1棟、工場1棟、農機具倉庫1棟、農家住宅1棟、車庫1棟が建築され、築後20年以上が経過しています。調査結果の総合意見として、申請人は、昭和47年に申請地に加工場1棟を建て、その後、加工場の増築と工場、農機具倉庫、農家住宅、車庫を建築し、現在まで申請地を農地として利用していない状況です。ついては、昭和47年の加工場建築後から20年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第84号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第85号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉124は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉125は、私と○○○○○推進委員。末吉126は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉127は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅128及び129は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅130及び131は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部132は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部133は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部134は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○17番委員（○○○○○）

財部133は成立しました。

○議長（○○○○○会長）

財部133は成立ということです。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉90は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉91も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉92は成立です。

○15番委員（○○○○○）

末吉94は継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉95も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉96、97、98も継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅99も継続をお願いします。

○3番委員（○○○○○）

大隅101も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部102も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部103と104も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部105は成立です。

○12番委員（○○○○○）

財部106は継続、107は打ち切りをお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉108は継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉110も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉111も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉112も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉113も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅114も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部115は成立です。

○1番委員（○○○○○）

末吉117は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉118、119も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅120も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部121も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部122も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部123も継続でお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくをお願いいたします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第86号農用地利用集積計画の取消しについて、令和6年8月分の所有権移転1件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第86号について説明いたします。本件については、令和6年8月20日開催の総会において、利用集積計画の決定をいただきましたが、決定日前に渡人が死亡されていたことが判明したため、今回取消しをお願いするものです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第86号農用地利用集積計画の取消しについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第87号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第87号農用地利用集積計画について、利用権設定は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第88号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。本件は、8月保留分の2件も含まれていますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第88号について説明いたします。まず、末吉72及び73号については、受人の所有農地にA判定の遊休農地があるということで、前回総会において保留となったところでございますが、その後、〇〇〇〇〇〇委員から本人への指導により草払いをしていただいております。また、末吉78号から大隅84号までの7件については、今月申請分でありますので、これも含めて御審議願います。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第88号農用地利用集積計画について、所有権移転は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第89号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、12月1日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑・意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第89号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、12月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第9号合意解約等の報告については、議案書の27ページ及び28ページを御覧ください。
その他で何かありませんか。

○推進委員（○○○○○）

農地借入者の管理状況に対する苦情対応について

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

9月及び10月の行事予定について

○事務局（○○○○○係長）

年金加入推進について

○事務局（○○○○○係員）

年金受給者協議会グラウンドゴルフ大会への参加について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和6年第9回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和6年9月20日（金） 午前10時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長
委 員
委 員